


第 号		
ガス事業法第 172 条第 5 項の規定による立入検査証		
所属及び氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
写 真		押 出 ス タ ン プ
独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長		

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

ガス事業法抜粋

第 172 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）に係るものに限る。）又は第 4 項の規定による立入検査（国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。）を行わせることができる。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

十七 第 172 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。